

★耐震診断の補助制度

補助対象者	住宅の所有者等(所有者に代わり経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認める者を含む。)															
補助対象となる要件	1. 建築物の構造が木造で、昭和56年5月31日以前に着工された3階建て以下の住宅。 (店舗、事務所等の住居以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住居以外の用途の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。) ※ 確認資料 昭和56年5月31日以前に交付された確認通知書や昭和57年1月1日に存在していたことが確認できる「登記簿謄本」、「登記事項証明書」、「名寄帳(課税台帳)の写し」等。 2. 丸太組工法、建築基準法の一部を改正する法律第3号の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法以外の工法により建築された住宅。 3. 建築士事務所に所属し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録されている「大分県木造建築耐震診断士」が現地調査を行ったうえで、一般財団法人日本建築防災協会 が定める「精密診断法 」により耐震診断を行うもの。ただし、平屋建てで床面積が100㎡未満であり、平面形状に凹凸がない場合に限り「一般診断法」も可。 4. 完了報告までを、遅くとも令和8年3月15日までに終わらせること。 上記1から4の全てに該当する耐震診断が補助の対象です。															
補助金額	補助対象住宅の耐震診断に要した経費の10分の10以内の額、千円未満は切り捨てとします。ただし、下記に示す区分に応じた補助金額が上限となります。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>補助金額</th></tr><tr><td>I</td><td>平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る)</td><td>96,000円</td></tr><tr><td>II</td><td>床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分 I に該当する以外のもの(精密診断法による診断に限る)</td><td>115,000円</td></tr><tr><td>III</td><td>床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る)</td><td>121,000円</td></tr><tr><td>IV</td><td>床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る)</td><td>140,000円</td></tr></table> (図面がある場合とは、建築当時の平面図および筋交い位置図があるもの。) ※公益社団法人大分県建築士会による審査手数料は補助対象外です。 ※ 消費税を含む。ただし、課税対象事業者でない場合は消費税を計上しない。	区 分		補助金額	I	平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る)	96,000円	II	床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分 I に該当する以外のもの(精密診断法による診断に限る)	115,000円	III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る)	121,000円	IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る)	140,000円
区 分		補助金額														
I	平屋建てで床面積が100㎡未満であるもの(平面形状に凹凸がない場合に限る)	96,000円														
II	床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分 I に該当する以外のもの(精密診断法による診断に限る)	115,000円														
III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合(精密診断法による診断に限る)	121,000円														
IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合(精密診断法による診断に限る)	140,000円														
募集棟数	8棟(予算の範囲内、先着順)															
募集期間	令和7年6月9日(月)から令和7年12月8日(月)まで (予算がなくなりしだい締め切らせていただきます。)(土・日・祝日を除く8時30分から17時までの間(12:00～13:00の間を除く。)) 受付は先着順とさせていただきますが、令和7年6月9日(月)8時30分時点で建設課窓口へお越しいただいた方が募集戸数を超えている場合はその場で抽選致します。															

◎ 注意事項

補助金申請前に耐震診断を行った場合、事前着手となり申請ができませんのでご注意ください。
要綱や補助金交付の条件等に違反した場合、交付決定の取り消しを行う場合があります。ご注意ください。

- ※ 大分県木造建築耐震診断士
建築士法第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習(精密診断法に限る)を受講し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者。
- ※ 耐震診断
一般社団法人日本建築防災協会防災協会が定める「一般診断法」または「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断で、大分県木造建築耐震診断士が行ったもの。

耐震診断の補助を受けるには

この補助制度は、既に行われた耐震診断に対して補助金を支払うものではありません。
補助を受けるためには事前に申込み等の手続きが必要です、気をつけてください。

○耐震診断補助手続きの流れ

1. 事前の準備

建築確認通知書、登記簿謄本等から、補助対象住宅に該当するか調べる。
大分県の公開するおおいた住まい守り隊名簿の中から耐震診断事務所を選定し、耐震診断の見積りを取って下さい(おおいた住まい守り隊名簿に載っていない場合でも耐震診断事務所であれば可)。
※補助要件に該当するか確認の上、市建設課へご相談ください。

2. 補助金の交付申請

市に下記の書類を提出してください。

- 1 杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(耐震診断)。
- 2 耐震診断を受けようとする住宅の位置図。
- 3 建築年の判別ができる書類(昭和56年5月31日以前に交付された確認通知書の写しまたは昭和57年1月1日に現に存在していることが確認できる「登記簿謄本」、「登記事項証明書」、「名寄帳(課税台帳)の写し」のうちいずれかの写し。)
- 4 耐震診断を受けようとする住宅の形状及び面積が判断できる平面図(併用住宅の場合、住宅以外の部分も含めたもの)(増築がある場合は増築年、位置がわかるもの)。
- 5 外部4面、内部の写真(仕上げ、開口部等確認できるもの)。
- 6 耐震診断に要する経費に係る耐震診断事務所の見積書の写し。
- 7 杵築市木造住宅耐震化促進事業申請等事務代行届(代行者が申請等を行う場合に限る。)
- 8 上記資料で審査できない場合、別途資料を求めることがあります。

市が申請書類を審査後、適当と認めた場合、**補助金交付決定通知書**で通知します。
通知書を受け取られてから次の段階に進んでください。

3. 耐震診断

耐震診断事務所に調査及び診断を依頼し、耐震診断を行ってください。
※申請内容に変更が生じる場合は、市建設課担当者へ速やかにご連絡下さい。
変更申請書の提出が必要になる場合があります。

4. 公益社団法人大分県建築士会による耐震診断結果の審査(別途審査手数料がかかりますのでご注意ください。)

5. 公益社団法人大分県建築士会による審査終了通知

通知書を受け取られてから次の段階に進んで下さい。

6. 完了報告

耐震診断の結果報告を受けた後で、市に下記書類を提出してください。
※診断完了の日から起算して30日を経過した日までに提出して下さい。

- 1 杵築市木造住宅耐震化促進事業完了報告書(耐震診断)。
- 2 耐震診断表の写し。
- 3 公益社団法人大分県建築士会が発行した耐震診断における審査終了通知書の写し。
- 4 **耐震診断を行った住宅の外観写真(外部全景、所有者名及び診断士名を記入した黒板と診断士が映り込んだ写真)及び内部写真(天井裏と床下、すじかいの端部、室内の形状が確認できるもの)。**
- 5 耐震診断に要した経費の耐震診断事務所の発行した請求書の写し。
- 6 上記資料で審査できない場合、別途資料を求めることがあります。

市が報告書類を審査後、適当と認め補助金の額を確定した場合、補助金の額の確定通知書で通知します。

7. 補助金の交付請求

市に、補助金交付請求書(耐震診断)及び代理受領委任状を提出してください。
申請者指定の耐震診断事務所の口座に補助金を振込みます。

※ 補助の完了報告までを、遅くとも令和8年3月15日までに終わるように計画してください。

◎ 注意事項

大分県木造建築耐震診断士は「大分県建築物防災推進協議会」発行の登録者証を所持しています。
依頼の際は必ず登録者証をご確認ください。

※ 耐震診断事務所とは、大分県木造建築耐震診断士(知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県建築物防災推進協議会に登録した者)が所属する建築士事務所をいいます。

☆ 診断の依頼先をお探しの方へ

「**おおいた住まい守り隊**」の名簿からお選びいただけます。名簿は大分県のホームページ、市建設課窓口でご確認いただけます。

【問合せ先】一般社団法人大分県建築士事務所協会 【電話】097-537-7600

☆ 耐震診断が必要かどうか気になっている方へ

大分県の補助事業による「**耐震アドバイザー派遣制度**」を利用頂けます。派遣費用は大分県が全額負担。(建築士がアドバイザーとして現地に行き、必要な情報提供や助言を行います。)詳しい内容は大分県のホームページでご確認ください。

【問合せ先】一般社団法人大分県建築士事務所協会 【電話】097-537-7600

★耐震改修工事の補助制度

補助対象者	住宅の所有者等(所有者に代わり経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認める者を含む。)
補助対象となる	1. 建築物の構造が木造で、昭和56年5月31日以前に着工された3階建て以下の住宅。 (店舗、事務所等の住居以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住居以外の用途の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。) ※ 確認資料 昭和56年5月31日以前に交付された確認通知書や昭和57年1月1日に存在していたことが確認できる「登記簿謄本」、「登記事項証明書」、「名寄帳(課税台帳)の写し」等。 2. 丸太組工法、建築基準法の一部を改正する法律第3号の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法以外の工法により建築された住宅。 3. 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものに精密診断法 による耐震補強設計に基づき耐震改修工事を行い、改修工事後の上部構造評点が1.0以上となるもの。 4. 完了報告までを、遅くとも令和8年3月15日までに終わらせること。 <u>5. 大分県木造建築耐震診断士である工事監理者を置かなければならない。</u> 6. 補強計画は大分県木造建築耐震診断士が行うものであること。 上記1から6の全てに該当する耐震改修工事が補助の対象です。
補助金額	耐震改修工事(補強実施設計及び工事監理費並びに屋根軽量化(瓦への葺替えに限る)に係る落下防止対策工事(独立行政法人建築研究所の監修のもとに一般社団法人全日本瓦工事連盟等が発行する瓦屋根標準を含む)に要する経費の内150万円を限度額とします。千円未満は切り捨てとします。 ※ <u>補強計画及び一般社団法人大分県建築士事務所協会の審査手数料は補助対象外です。</u> ※ <u>消費税を含む。ただし、課税対象事業者でない場合は消費税を計上しない。</u>
募集棟数	5棟(耐震診断をした家屋に限る。先着順)
募集期間	令和7年6月9日(月)から令和7年12月8日(月)まで (募集棟数になりしだい締め切らせていただきます。)(土・日・祝日を除く8時30分から17時までの間(12:00～13:00の間を除く。))。 受付は先着順とさせていただきますが、令和7年6月9日(月)8時30分時点で建設課窓口へお越しいただいた方が募集戸数を超えている場合はその場で抽選致します。

◎ 注意事項

耐震補強設計のみの申請は出来ません。
補助金申請前に改修工事等を行った場合、事前着手となり申請できませんのでご注意ください。
要綱や補助金交付の条件等に違反した場合、交付決定の取り消しを行う場合があります。ご注意ください。

- ※ 大分県木造建築耐震診断士
建築士法第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習(精密診断法に限る)を受講し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者。
- ※ 耐震診断
一般社団法人日本建築防災協会防災協会が定める「一般診断法」または「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断で、大分県木造建築耐震診断士が行ったもの。
- ※ 耐震補強設計
大分県木造建築耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般社団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」または「精密診断法」により確かめたもの。
- ※ 工事監理
建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をいう。
- ☆ 施工業者の方へ
改修工事の現場の外部から見やすい場所に補助事業である旨の記載に加え、工事監理者の氏名と所属建築事務所名及び耐震改修工事の施工業者名を記入したA3サイズ(横使い)以上の表示板を所有者の了解を得て掲げて下さい。

耐震改修工事の補助を受けるには

この補助制度は、既に行われた耐震改修工事に対して補助金を支払うものではありません。
補助を受けるためには事前に申し込み等の手続きが必要です、気をつけてください。

○耐震改修工事の補助手続きの流れ

1. 事前の準備

2. 補助金の交付申請

3. 耐震改修工事および工事監理

4. 完了報告

5. 補助金の交付請求

建築確認通知書、登記簿謄本等から、補助対象住宅に該当するか調べる。
耐震診断評点が1.0未満であることを確認する。
大分県の公開するおおいた住まい守り隊の中から耐震診断事務所および施工者を選定し内訳書（見積書）を作成してもらう。（おおいた住まい守り隊名簿に載っていない場合でも耐震診断事務所であれば可）
耐震補強計画を行い、一般社団法人大分県建築士事務所協会による審査を受けて下さい。（別途審査手数料がかかりますのでご注意ください。）【電話】097-537-7600

市に下記の書類を提出してください。

1 杵築市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(耐震改修工事)。
2 耐震改修工事を受けようとする住宅の位置図。
3 建築年の判別ができる書類(昭和56年5月31日以前に交付された確認通知書の写しまたは昭和57年1月1日に現に存在していることが確認できる「登記簿謄本」、「登記事項証明書」、「名寄帳(課税台帳)の写し」のうちいずれかの写し)。
4 耐震改修工事の内容を示す平面図(面積がわかるようであれば単線と寸法でできた簡単なもので可)(併用住宅の場合、住宅以外の部分も含めたもの)(増築がある場合は増築年、位置がわかるもの)(改修前、改修後)。その他の図面。
5 現況の耐震診断表の写し(審査終了通知書の写しを含む)。
6 耐震改修後の構造評点および総合評価を示す書類。
7 耐震改修等経費の内訳書(見積書)。
8 耐震改修工事の実施箇所の写真(施工前)。
9 一般社団法人大分県建築士事務所協会が発行した補強計画における審査終了通知の写し。
10 使用する補強金物等の品番が確認できるカタログ等の写し。
11 杵築市木造住宅耐震化促進事業申請等事務代行届(代行者が申請等を行う場合に限る)。
12 上記のほか、別途資料の提出を求めることがあります。

市が申請書類を審査後、適当と認めた場合、補助金交付決定通知書で通知します。
通知書を受け取られてから次の段階に進んでください。

工事施工者および耐震診断士へ依頼し、契約の後、耐震改修工事等を行ってください。
☆市担当者が現地確認に伺います。補強が完了した時点(隠ぺい前)で市へご連絡をお願いします。
※申請内容に変更が生じた場合は、市建設課担当者へ速やかにご連絡ください。
変更申請書の提出が必要になる場合があります。
※完成時には現況・施行状況・完了写真(隠ぺい部分も含む。内訳書の内容が確認できるもの。)が必要になります、撮り忘れの無いようお願いします。

耐震改修工事等完了後、市に下記書類を提出してください。
※工事完了の日から起算して30日を経過した日までに提出して下さい。

1 杵築市木造住宅耐震化促進事業完了報告書(耐震改修工事・部分耐震改修工事)。
2 耐震改修工事の実施の内容を示す平面図その他の図書。
3 改修工事施工者等が発行した耐震改修工事等に係る工事代金等経費の領収書の写し。
4 耐震改修工事の実施箇所の写真(施工状況及び完了)。
5 補強計画による耐震改修後の構造評点を示す書類及び補強計画についての審査終了通知の写し。
6 上記資料のほか、別途資料を求めることがあります。

市が報告書類を審査後、適当と認め補助金の額を確定した場合、補助金の額の確定通知書で通知します。

市に、補助金交付請求書(耐震改修工事・部分耐震改修工事)を提出する。
申請者指定の口座に補助金を振込みます。

※補助金の完了報告までを、令和8年3月15日までに終わらせるように計画してください。

◎ 注意事項

大分県木造建築耐震診断士は「大分県建築物防災推進協議会」発行の登録者証を所持しています。
依頼の際は必ず登録者証をご確認ください。

※ 耐震診断事務所とは、大分県木造建築耐震診断士(知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県建築物防災推進協議会に登録した者)が所属する建築士事務所をいいます。

☆ 改修工事や耐震補強設計の依頼先をお探しの方へ

「おおいた住まい守り隊」の名簿からお選びいただけます。名簿は大分県のホームページ、市建設課窓口でご確認いただけます。

【問合せ先】一般社団法人大分県建築士事務所協会 【電話】097-537-7600

4/4